

# 宮城県慶長使節船ミュージアムを中核とした 文化観光拠点計画策定支援業務 仕様書

## 1 業務の名称

宮城県慶長使節船ミュージアムを中核とした文化観光拠点計画策定支援業務

## 2 業務の目的

本業務は、宮城県慶長使節船ミュージアム（以下「サン・ファン館」という。）を文化観光拠点施設の中核として、牡鹿半島地域における文化観光の推進を図るため、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和二年法律第十八号）における文化観光の拠点計画（以下、「文化観光拠点計画」という。）の策定を支援することを目的とする。

## 3 業務の期間

契約締結日から令和4年3月25日まで

## 4 業務の内容

### （1）共通事項

業務の実施にあたっては、サン・ファン館に係るこれまでの取組内容を十分に理解した上で、業務目的を達成できるよう適切な進捗管理を行うとともに、責任を持って主体的かつ積極的に取り組むこと。

【参考】宮城県慶長使節船ミュージアムのリニューアル計画について

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/sant-juan-keikaku2.html>)

### （2）計画策定の支援

#### イ 現状分析・課題整理

受注者は、発注者や関係機関が提供する基礎資料に基づき、サン・ファン館やサン・ファン館を取り巻く地域の現状分析や課題整理を行うこと。

#### ロ ワーキンググループの運営補助

受注者は、発注者が月に1回程度開催するワーキンググループ（以下、「WG」という。）に参加するとともに、WGでの検討内容を踏まえ、必要となる助言や調査、資料作成などの補助を行うこと。

なお、WGでは、4（2）のハの②に示す文化観光拠点計画様式の記載項目のうち、以下の項目を検討するが、このうち「3 基本の方針」及び「7 文化観光拠点施設機能強化事業」については、特に専門的知見からの助言が必要となる

ことから、受注者において主体的に案を作成し、WGに報告すること。

【参考】WGでの主な検討テーマ

「3 基本的な方針」、「4 目標」、「5 目標達成状況の評価」、「7 文化観光拠点施設機能強化事業」、「8 計画期間」

ハ 文化観光拠点計画（案）の作成

受注者はWGでの検討結果を踏まえ、文化観光拠点計画の案を作成すること。

なお、作成に当たっては以下の点に留意すること。

- ① 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律運用指針（令和二年五月 文化庁・観光庁）」に準拠すること。

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律運用方針

([https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/bunkakanko/pdf/92263701\\_1\\_1.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/pdf/92263701_1_1.pdf))

- ② 以下に示す拠点計画様式に沿った内容とすること。

文化観光拠点計画様式

([https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/bunkakanko/92263701.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/92263701.html))

- ③ 文化観光拠点計画のほかに拠点計画概要資料を文化庁が示す様式に準拠して作成すること。

計画概要資料

([https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/bunkakanko/92263701.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/92263701.html))

- ④ 以下に示す他施設における認定事例を十分に参照すること。

他施設における認定事例

([https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/bunkakanko/92441401.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/92441401.html))

## ニ 打合せ

発注者との打合せは、着手時、成果納品時の2回のほか、月1回程度行うものとする。ただし、必要に応じて、柔軟な対応を行うこと。

## 5 成果品

次の(1)から(2)について、印刷物のほか、電子データも提出すること。

なお、印刷物は原則カラー印刷とすること。

- (1) 業務報告書 原本2部
- (2) 文化観光拠点計画(案)及び概要資料 原本2部
- (3) 上記(1)及び(2)の電子データ  
数量一式
- (4) その他、業務上、発注者が必要と認めた資料

## 6 その他

- (1) 発注者から提供される基礎資料等については、善良なる管理者の注意をもって適切に管理すること。
- (2) 本仕様書等に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、発注者と受注者が協議して決定するものとする。